

## 生活交通確保維持改善計画の名称

羽島市地域内フィーダー系統確保維持計画

## 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

羽島市においては、岐阜羽島駅を交通結節点として、羽島市と大垣駅を結ぶ唯一の公共交通機関である名阪近鉄バス羽島線、岐阜・名古屋方面にアクセス可能な新羽島駅と笠松駅を結ぶ名古屋鉄道竹鼻線・羽島線のほか、羽島市、海津市、輪之内町のコミュニティバスにより公共交通網を形成している。

これらの公共交通機関は、大垣方面や岐阜・名古屋方面への通勤・通学のほか、高齢者等の移動制約者を中心として利用されている。

このような中、羽島市コミュニティバスはしまわる線（東・西・中・温泉線）は、名阪近鉄バス羽島線を地域間幹線系統として、フィーダー（支線）の役割を担っているほか、市内の公共施設や通院に利用されており、必要不可欠な公共交通機関である。

しかし、少子高齢化や人口減少、自家用車への依存、新型コロナウイルス感染症の影響等により、はしまわる線の利用者は減少傾向にあり、収支状況も悪化している。

高齢化の進展に伴う移動制約者の増加により、市内の各地域から都市間移動を支援するとともに、日常の足として、市内各地の生活基盤施設である商業施設、医療施設、公共施設にアクセスするための移動手段の確保は、一層重要となる。

このため、地域公共交通確保維持事業により、引き続きはしまわる線を確保・維持することで、市民の日常生活の移動手段を存続させていく必要がある。

## 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

## (1) 事業の目標

羽島市地域公共交通網形成計画（以下「網計画」という。）との整合性を図るため、網形成計画に定める指標を設定する。

## [年間利用者数]

新型コロナウイルス感染症拡大の影響が出ていない令和元年度の実績値が101,343人、直近の令和3年度の実績が73,080人、網計画における令和6年度の目標値が102,000人であることから、令和3年度実績と令和6年度の目標値と直線補間により令和4年度～令和5年度の各年度の目標値を82,800、92,400人と設定し、この人数を各路線の利用者数比（令和元年度実績）で按分したものを各路線の目標値とする。

(単位：人)

路線名	実績値			目標値		
	R1	R2	R3	R4	R5	R6
東・はしまわる線★	7,021	6,495	6,669	5,740	6,400	7,070
西・はしまわる線★	7,250	5,515	5,406	5,920	6,610	7,300
中・はしまわる線★	13,615	9,442	10,767	11,120	12,410	13,700
温泉・はしまわる線★	15,965	11,881	11,077	13,040	14,560	16,070
南部線	57,492	42,974	39,161	46,980	52,420	57,860
合計	101,343	76,307	73,080	82,800	92,400	102,000*

★：補助対象系統（地域内フィーダー系統）

※網計画目標値

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響により令和2年3月以降の利用者数が減少しているが、上記目標は令和4年度中に利用者数が回復すると想定し設定している。

## (2) 事業の効果

はしまわる線の各路線を確保・維持することで、市民の日常生活（買い物、通院等）に必要な移動手段が確保されるほか、外出機会の増大による社会参加の促進や地域活性化への寄与が期待される。

### 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

#### 利用促進に係る取り組み

- イベント時バス車両展示（羽島市）  
岐阜羽島駅前フェス（11月開催予定）において、コミュニティバス車両を展示するとともに、運転席での記念撮影を行えるようにし、コミュニティバスへの親しみ等を醸成する。  
（羽島市地域公共交通網形成計画 P31 参照）
- 高校生の通学に対する補助（羽島市）  
通学の利便増進及び公共交通機関の利用の促進を図るため、コミュニティバスの通学定期券購入費用の一部を補助する。  
（羽島市地域公共交通網形成計画 P32 参照）
- 運転免許証自主返納支援事業（羽島市）  
運転免許証自主返納者等を対象に、コミュニティバス無料乗車証を交付し利用促進を図る。  
（羽島市地域公共交通網形成計画 P32 参照）

#### わかりやすさの向上に関する取り組み

- 公共交通利用ガイドの作成（羽島市）  
ルートやダイヤの見直しを行った場合に、路線図や時刻表のほか市域内の公共交通網を網羅した公共交通ガイドを作成し、広報紙を通じて市内の全戸に配布するとともに、バス車内や市内公共施設等に設置する。  
（羽島市地域公共交通網形成計画 P33 参照）
- バスロケーションシステムの導入  
コミュニティバス南部線に標準的なバス情報フォーマット(GTFS-JP)を活用した「バスロケーションシステム」を導入し、利用者がスマートフォン等を利用してバスの走行位置を確認できるようにすることで、利便性の向上を図る。  
（羽島市地域公共交通網形成計画 P34 参照）
- デジタルサイネージの設置  
コミュニティバス車両の車内に、デジタルサイネージ（液晶画面）を設置し、行政情報や広告等を放映する。（ワゴン型車両は除く）  
（羽島市地域公共交通網形成計画 P34 参照）

### 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者

- 対象系統  
東・はしまわる線、西・はしまわる線、中・はしまわる線、温泉・はしまわる線  
（JR 岐阜羽島駅で、地域間幹線系統である名阪近鉄バス羽島線に接続）
- 運行予定者  
現運行契約期間が令和4年9月30日までであり、次期運行契約期間（令和4年10月1日から令和7年9月30日（予定））に係る運行事業者は未定。

※地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
羽島市から運行事業者への委託料については、運行経費から運行収入及び国庫補助金を差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
現運行契約期間が令和4年9月30日までであり、次期運行契約期間（令和4年10月1日から令和7年9月30日（予定））に係る運行事業者は未定。
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 <b>【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</b>
※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 <b>【地域間幹線系統のみ】</b>
※該当なし
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 <b>【地域間幹線系統のみ】</b>
※該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <b>【地域間幹線系統のみ】</b>
※該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 <b>【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</b>
※該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <b>【地域内フィーダー系統のみ】</b>
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付
13. 車両の取得に係る目的・必要性 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
※該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
※該当なし

(2) 事業の効果
※該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者【 <u>車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
※該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【 <u>公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
※該当なし
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
※該当なし
20. 協議会の開催状況と主な議論
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年1月21日（第1回） 協議会設立、住民アンケート調査項目内容について</li> <li>・平成27年3月23日（第2回） 協議会事業案及び予算案について、住民アンケート調査結果について</li> <li>・平成27年7月3日（第3回） 羽島市地域公共交通網形成計画案の進捗状況について、羽島市コミュニティバス路線再編案の進捗状況について</li> <li>・平成27年9月30日（第4回） 羽島市地域公共交通網形成計画案策定について</li> <li>・平成27年11月27日（第5回） 羽島市コミュニティバス実証運行路線策定について</li> <li>・平成28年2月8日（第6回） 羽島市地域公共交通網形成計画策定について</li> <li>・平成28年3月22日（書面協議）（第7回） 平成28年度協議会予算(案)について</li> </ul>

- ・平成 28 年 4 月 25 日（第 8 回）  
平成 28 年度協議会事業(案)について、平成 28 年度協議会予算(案)について
- ・平成 28 年 6 月 24 日（第 9 回）  
羽島市コミュニティバス本格運行路線策定について、生活交通網確保維持計画について
- ・平成 28 年 10 月 21 日（第 10 回）  
実証運行の総括について、南部線予約型乗合運行の状況について、南部線ワゴン車導入について、コミュニティバスラッピングデザインについて
- ・平成 29 年 1 月 20 日（第 11 回）  
平成 28 年度補正予算第 2 号(案)について、南部線昼間時間帯の運行時刻(案)について、地域公共交通確保維持改善に関する自己評価(案)について
- ・平成 29 年 4 月 25 日（第 12 回）  
平成 29 年度協議会事業(案)について、平成 29 年度予算(案)について
- ・平成 29 年 6 月 23 日（第 13 回）  
平成 28 年度協議会決算について、コミュニティバス運行見直し(案)について、生活交通確保維持改善計画(案)について
- ・平成 30 年 1 月 12 日（第 14 回）  
会長の選出、副会長及び監事の指名について、平成 29 年度地域公共交通確保維持改善に関する自己評価について
- ・平成 30 年 3 月 30 日（書面協議）（第 15 回）  
平成 29 年度補正予算（案）について
- ・平成 30 年 5 月 28 日（第 16 回）  
羽島市地域公共交通協議会監事の指名について、平成 29 年度羽島市地域公共交通協議会収支決算について、羽島市コミュニティバス運行見直し（案）について、岐阜羽島駅交通結節点機能強化に係る検討について
- ・平成 30 年 6 月 28 日（第 17 回）  
乗降等調査結果について、平成 31 年度生活交通確保維持改善計画(案)について
- ・平成 31 年 1 月 15 日（第 18 回）  
平成 30 年度地域公共交通確保維持改善に関する自己評価について、羽島市公共交通網形成計画の目標の達成状況について
- ・平成 31 年 4 月 5 日（書面協議）（第 19 回）  
平成 31 年度生活交通確保維持改善計画の変更について、平成 31 年度羽島市地域公共交通協議会当初予算について
- ・令和元年 5 月 17 日（第 20 回）  
令和元年度羽島市地域公共交通協議会事業計画について、羽島市地域公共交通網形成計画策定スケジュールについて、令和元年 10 月からの羽島市コミュニティバス運行計画について、令和 2 年度生活交通確保維持改善計画について
- ・令和元年 6 月 24 日（第 21 回）  
羽島市地域公共交通協議会監事の指名について、羽島市地域公共交通協議会補正予算（案）について、現羽島市地域公共交通網形成計画の評価について
- ・令和元年 9 月 20 日（第 22 回）  
各種調査事業の結果及び課題の整理について、地域公共交通網形成計画記載事項に係る基本的な方向性について
- ・令和元年 11 月 5 日（第 23 回）  
羽島市地域公共交通網形成計画骨子（案）について、今後のスケジュールについて
- ・令和 2 年 1 月 21 日（第 24 回）  
羽島市地域公共交通網形成計画（案）について、令和元年度地域公共交通確保維持改

## 善に関する自己評価について

- ・ 令和2年2月21日（第25回）  
羽島市地域公共交通網形成計画（案）について
- ・ 令和2年7月（書面協議）（第26回）  
令和3年度生活交通確保維持改善計画について
- ・ 令和3年1月（書面協議）（第27回）  
令和2年度地域公共交通確保維持改善に関する自己評価について
- ・ 令和3年6月（書面協議）（第28回）  
令和4年度生活交通確保維持改善計画について
- ・ 令和4年1月（書面協議）（第29回）  
令和3年度地域公共交通確保維持改善に関する自己評価について、バス停の名称変更について
- ・ 令和4年4月（書面協議）（第30回）  
令和3年度羽島市地域公共交通協議会事業報告について、令和3年度羽島市地域公共交通協議会収支決算について、令和4年度羽島市地域公共交通協議会事業計画（案）について、令和4年度羽島市地域公共交通協議会予算（案）について
- ・ 令和4年6月（第31回）  
令和5年度生活交通確保維持改善計画について

## 21. 利用者等の意見の反映状況

乗降調査や利用者アンケートを定期的実施し、その結果を参考に路線や時刻の見直しを実施している。

また、出前講座等によるニーズの把握とともに、運行事業者を通じて利用者意見の把握に努めている。

## 22. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	岐阜県都市建築部都市公園整備局公共交通課
関係市区町村	羽島市（市長、健幸福祉部、生活環境部、建設部）
交通事業者・ 交通施設管理者等	名阪近鉄バス(株)、岐阜羽島バス・タクシー(株)、スイトトラベル(株) 東海旅客鉄道(株)、名古屋鉄道(株)、(公社)岐阜県バス協会 岐阜県岐阜土木事務所施設管理課、岐阜羽島警察署
地方運輸局	中部運輸局岐阜運輸支局
その他協議会が 必要と認める者	岐阜大学教授、パブリックハーツ(株)、名阪近鉄バス労働組合 羽島市自治委員会、羽島市老人クラブ連合会、公募委員

### 【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）岐阜県羽島市竹鼻町 55 番地

（所 属）羽島市生活環境部生活安全課

（氏 名）富田 修平

（電 話）058-392-1163

（e-mail）[anzen@city.hashima.lg.jp](mailto:anzen@city.hashima.lg.jp)